

調査票 ( 共通 )

・ 御社の属性

Q - 1 . 御社名

\_\_\_\_\_

Q - 2 . 担当部署

\_\_\_\_\_

Q - 3 . 担当者名

\_\_\_\_\_

Q - 4 . 所在地

〒

\_\_\_\_\_

Q - 5 . 連絡先

T E L :

\_\_\_\_\_

F A X :

\_\_\_\_\_

E-mail :

\_\_\_\_\_

Q - 6 . 従業員数

1.  50 人未満
2.  50 人 ~ 100 人未満
3.  100 人 ~ 300 人未満
4.  300 人 ~ 1000 人未満
5.  1000 人以上

Q - 7 . 資本金

1.  3000 万円未満
2.  3000 万 ~ 1 億円未満
3.  1 億 ~ 50 億円未満
4.  50 億 ~ 100 億円未満
5.  100 億円以上

Q - 8 . 業種分類

[ 主たる事業について、標準産業分類の細分類番号 ( 4 桁 ) を御記入ください ]

\_\_\_\_\_

Q - 9 . サプライチェーン ( 物の供給の流れ ) における立場についてお聞きします。

Q - 9 - 1 . 業種及び事業形態は次のうちどれですか。 [ 複数回答可 ]

1.  製造業 ( 日本国内又は E U 域外に製造販売拠点がある )
2.  製造業 ( E U 域内に親会社の製造販売拠点がある )
3.  製造業 ( E U 域内に子会社の製造販売拠点がある )
4.  流通業 ( 日本国内及び E U 域外に供給 自社で製造した製品を自ら供給する場合は除く )
5.  流通業 ( E U 域内に輸出 自社で製造した製品を自ら供給する場合は除く )

【製造業の方は Q - 9 - 2 から 9 - 4 までを、流通業の方は Q - 9 - 5 及び 9 - 6 を御回答ください。なお、製造業であっても、自社製品以外の流通事業も行っている場合は、Q - 9 - 2 から 9 - 6 までを御回答ください。】

Q - 9 - 2 .【製造業】御社（日本国内）と E U 市場との関係は次のうちどれですか。[ 複数回答可 ]

1.  自社（日本国内の事業所。以下同じ。）で製造し、自社から E U 域内に供給している。
2.  自社で製造した製品が、流通事業者を通じて、そのまま E U 域内に輸出されている。
3.  自社で製造した製品が、他者を通じて、加工されて E U 域内に輸出されている。
4.  自社で製造した製品が、そのまま又は加工されて、E U 域内に輸出されることはない。
5.  自社で製造した製品が、そのまま又は加工されて、E U 域内に輸出されているかどうか把握していない。

Q - 9 - 3 .【製造業】御社（日本国内）が調達する原料・製品の種類は次のうちどれですか。複数の種類に該当する場合は、主たるものに [ 1 つ ]、従たるものに [ 複数回答可 ] を付してください。

1. ( ) 化学物質
2. ( ) 調剤（2 以上の成分からなる混合物、溶液、合金等）
3. ( ) 成形品

Q - 9 - 4 .【製造業】御社（日本国内）が製造する製品の種類は次のうちどれですか。複数の種類に該当する場合は、主たるものに [ 1 つ ]、従たるものに [ 複数回答可 ] を付してください。

1. ( ) 化学物質
2. ( ) 調剤（2 以上の成分からなる混合物、溶液、合金等）
3. ( ) 成形品（部品）
4. ( ) 成形品（最終製品）

Q - 9 - 5 .【流通業】E U 市場との関係は次のうちどれですか。

1.  日本から直接 E U 域内に輸出している。
2.  日本から E U 域外を経由して E U 域内に輸出している。
3.  直接又は E U 域外を経由して E U 域内には輸出していない。
4.  直接又は E U 域外を経由して E U 域内に輸出しているか分からない。

Q - 9 - 6 .【流通業】取り扱われる原料・製品の種類は次のうちどれですか。複数の種類に該当する場合は、主たるものに [ 1 つ ]、従たるものに [ 複数回答可 ] を付してください。

1. ( ) 化学物質
2. ( ) 調剤（2 以上の成分からなる混合物、溶液、合金等）
3. ( ) 成形品（部品）
4. ( ) 成形品（最終製品）

調査票 ] は以上です。引き続き  調査票 ] の御回答をお願いいたします。

調査票（共通）

．欧州REACHへの理解

の質問については、別添1（REACHの概要）を御覧になる前の理解で御記入ください。

Q - 1．欧州でREACHが導入されることを御存知ですか。

1.  良く知っている
2.  ある程度知っている
3.  ほとんど知らない
4.  全く知らない

Q - 2．御社内におけるREACHに対する理解はどの程度ですか。[複数回答可]

1.  REACHについて教育・研修等を行い、関連する社員は理解している
2.  教育・研修は行っていないが、社内ではある程度理解されている
3.  社内ではほとんど理解されていない
4.  今後、教育・研修を行い、社員の理解を深める予定
5.  理解を深めたいが、何をすればよいか分からない
6.  REACHは関係ないので、理解する必要はない

Q - 3．REACHでは、既存化学物質と新規化学物質にほぼ同一の管理制度を適用することとなるため、これまで届出が不要だった既存化学物質についても事業者ごとに登録が必要になることを御存知ですか。

1.  良く知っている
2.  ある程度知っている
3.  ほとんど知らない
4.  全く知らない

Q - 4．REACHでは、一定の条件下において、製造・輸入事業者が、化学物質のデータを取得し、リスク評価を行い、適切なリスク管理方法を提案しなければならないとされていることを御存知ですか。

1.  良く知っている
2.  ある程度知っている
3.  ほとんど知らない
4.  全く知らない

Q - 5．EU域内の川中及び川下の化学物質使用事業者が、REACHの下で行われるリスク評価において想定していない用途に当該化学物質を使用する場合、当該使用についての用途情報を、川上の化学物質の供給者（製造事業者等）及びEU化学品庁に情報提供できることを御存知ですか。

1.  良く知っている
2.  ある程度知っている
3.  ほとんど知らない
4.  全く知らない

Q - 6 . Q - 5 に関連して、化学物質使用事業者での使用についての用途情報を川上の化学物質の供給者（製造業事業者等）に情報提供しない場合には、使用事業者が自らリスク評価を実施する必要があることを御存知ですか。

1.  良く知っている
2.  ある程度知っている
3.  ほとんど知らない
4.  全く知らない

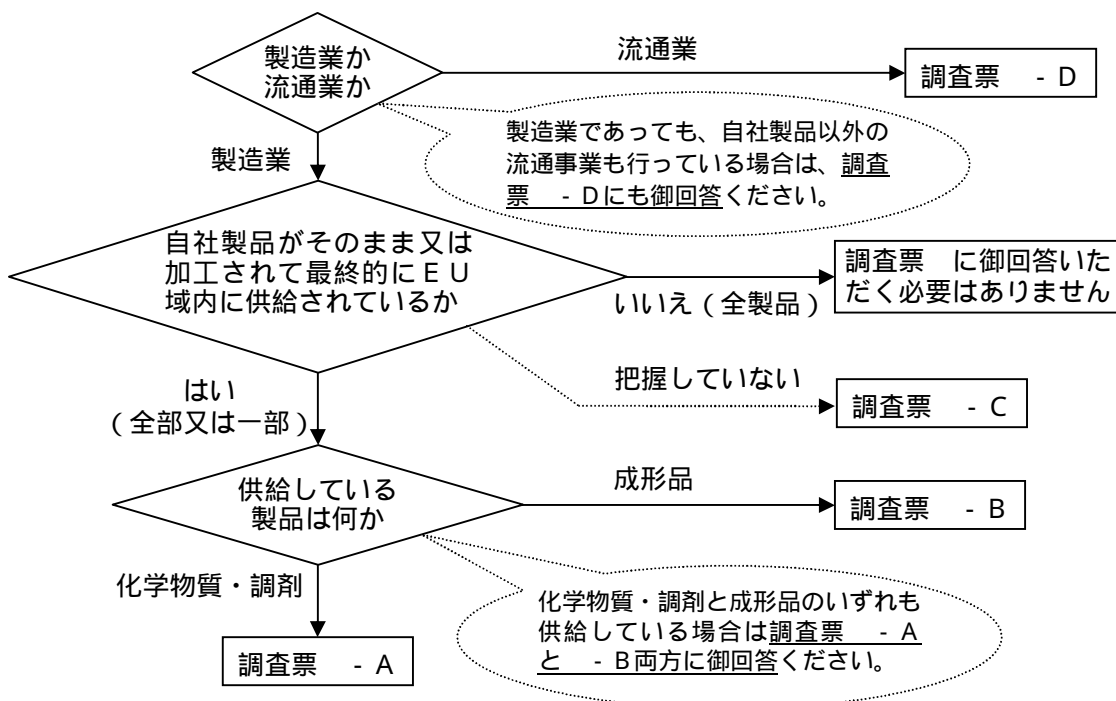
調査票 は以上です。引き続き、以下を御参照の上、 調査票 の御回答をお願いいたします。

調査票 の回答方法について

調査票 はサプライチェーンにおける立場によって、異なる調査票を用意しています。

- ・  調査票 - A : 化学物質又は調剤を製造している事業者
  - ・  調査票 - B : 成形品を製造している事業者
  - ・  調査票 - C : 自社製品がそのまま又は加工されて EU 域内に供給されているかどうか把握していない製造事業者
  - ・  調査票 - D : 流通事業者
- なお、すべての自社製品が、そのまま又は加工されて EU 域内に供給されていないことを確認している製造事業者の方は、 調査票 に御回答いただく必要はありません。

< 参考：御回答いただく調査票 を判断するためのフローチャート >



調査票 - A (化学物質又は調剤を供給している製造事業者)

. REACHへの対応と課題

(1) 登録

Q - A - 1 . 御社が製造する化学物質・調剤について、EU化学品庁への登録を行うかどうかの検討作業はお済みですか。

1. すべての化学物質・調剤について終了
2. 進行中(製造品目の\_\_割程度終了) 可能であれば数字を入れてください
3. 未着手であり、どのように進めるか現在検討中 Q - A - 3へ
4. 未着手であり、今のところ進める予定はない Q - A - 3へ

Q - A - 2 . 検討の結果、欧州とのビジネスを断念することとした化学物質・調剤はありますか。

1. ある  
1.を選択された場合には、可能な範囲でその理由を教えてください

---



---



---

2. ない

Q - A - 3 . 登録はどのように行う予定ですか。

1. 自ら行う
2. EU域内の関連会社を通じて行う
3. EU域内の業者(唯一の代理人)を通じて行う
4. 自社(例:ポリマー製造)よりも川上の事業者(例:モノマー製造)に登録を依頼する
5. 分からない、検討していない
6. その他(御自由に御記入ください)

---



---

Q - A - 4 . 化学物質・調剤の登録に当たっては、必要なデータ収集及びリスク評価を実施し、これらを提出することが求められます。登録に向けて、どのような準備(例:データ収集等に当たる社内の人材の確保・組織的な整備、外部専門家・組織の把握)が必要とお考えですか。[御自由に御記入ください]

---



---

Q - A - 5 . 化学物質・調剤の登録に当たっては、必要なデータ収集及びリスク評価を実施し、これらを提出することが求められます。登録に向け、御社が新たに収集を必要とお考えのデータの種類をお聞かせください。[複数回答可：重要と考える項目順に( )の中に数字を御記入ください]

1. ( ) ばく露に関する情報
2. ( ) 化学物質・調剤に関する情報(物理化学性状、毒性データ等)
3. ( ) その他(御自由に御記入ください)

---



---

Q - A - 6 . データ収集を原則として複数事業者が共同(費用負担等)で行うことを御存知ですか。

1.  良く知っている
2.  ある程度知っている
3.  ほとんど知らない
4.  全く知らない

Q - A - 7 . 御社が共同でのデータ収集に参加する場合に、直面する問題としては、どのようなことが考えられますか。[複数回答可：重要と考える項目順に( )の中に数字を御記入ください]

1. ( ) 参加者の間の国際的な共同実施に伴う言語上のコミュニケーション
2. ( ) 参加者の間のコスト配分の決め方
3. ( ) データの情報管理(外部への漏洩防止)
4. ( ) データの所有権の扱い
5. ( ) 共同実施に参加する人材の確保
6. ( ) その他(御自由に御記入ください)

---



---



---

## (2) 認可

Q - A - 8 . 高懸念物質【PBT(残留性、蓄積性、毒性)物質、vPvB(高残留性、高蓄積性)物質、CMR(発がん性、変異原性、生殖毒性)物質等から選定され、今後EU化学品庁が候補物質リストを公表する予定。】は、今後、認可の対象となる可能性があります。御社で取り扱っている化学物質が認可の対象とされた場合、どのような対応をとる予定ですか。[複数回答可]

1.  認可の申請を行う予定
2.  認可の申請にコスト・時間がかかるため、取扱いを止める予定
3.  認可されるとしても代替物質の検索や代替計画の立案が必要となる可能性があるため、取扱いを止める予定
4.  認可の対象とならない化学物質への代替化を行う予定
5.  今後検討する予定
6.  まだ検討していない

Q - A - 9 . 化学物質の認可に当たっては、必要なデータ（リスク評価、代替物の有無の評価の実施を含む）を収集し、提供することが求められます。認可に向け、どのような準備（例：データ収集等に当たる社内の人材の確保・組織的な整備、外部専門家・組織の把握）が必要とお考えですか。  
[ 御自由に御記入ください ]

調査票 - A は以上です。成形品も供給している製造事業者におかれましては、調査票 - B にも御回答をお願いいたします。また、自社製品以外の流通事業も行っている場合は、調査票 - D にも御回答ください。

それ以外の方は、最後に調査票 の御回答をお願いいたします。

調査票 - B (成形品を供給している製造事業者)

. REACHへの対応と課題

(1) 登録

Q - B - 1 . EU域内で製造又はEU域内に輸出する部品や最終製品が成形品に該当する場合、その成形品から化学物質が意図的に放出される時は、登録が必要になる可能性があります。御社では、成形品から化学物質を意図的に放出するケースの特定を進めていますか。

1. すべての成形品について終了
2. 進行中(製造品目の\_\_\_割程度終了) 可能であれば数字を入れてください
3. 未着手であり、どのように進めるか現在検討中
4. 未着手であり、意図的な放出の定義が明らかになってから検討する
5. 未着手であり、今のところ進める予定はない

Q - B - 2 . 高懸念物質【PBT(残留性、蓄積性、毒性)物質、vPvB(高残留性、高蓄積性)物質、CMR(発がん性、変異原性、生殖毒性)物質等から選定され、今後EU化学品庁が候補物質リストを公表する予定。】が一定条件以上成形品に含まれる場合には、EU化学品庁への届出が必要になるほか、成形品の受領者に物質名等の情報を提供する必要もあります。御社では、成形品中の高懸念物質への対応についてどのようにお考えですか。

1. まだ候補物質リストは作成されていないが、独自に検討を開始している  
(製造品目の\_\_\_割程度終了) 可能であれば数字を入れてください
2. 未着手であり、候補物質リストが明らかになってから検討する
3. 未着手であり、どのように進めるか現在検討中
4. 未着手であり、今のところ進める予定はない

Q - B - 3 . そのほか、成形品に含まれる化学物質の登録・届出に関し、今後対応が必要になると考えていることがあれば教えてください。[御自由に御記入ください]

---



---



---

(2) サプライチェーンでの化学物質の情報共有

Q - B - 4 . 化学物質・調剤に関する情報について、一定条件以上成形品に含まれる高懸念物質の情報(少なくともその物質名)も川下事業者(成形品の受領者)に提供しなければならないことを御存知ですか。

1. 良く知っている
  2. ある程度知っている
  3. ほとんど知らない
  4. 全く知らない
- } Q - B - 5 へ
- } Q - B - 6 へ (B - 5 は回答不要)



Q - B - 5 .【Q - B - 4で 1.又は 2.と御回答の方のみ】リスク評価結果を川下事業者に提供するに当たり、どのような準備が必要とお考えですか。[複数回答可：重要と考える項目順に( )の中に数字を御記入ください]

1. ( ) ばく露情報の作成に要するコスト
2. ( ) ばく露情報の作成に要するノウハウ
3. ( ) 川上事業者から化学物質に関するデータが提供されない場合の対応
4. ( ) 情報の機密性の確保
5. ( ) その他(御自由に御記入ください)

---



---



---

Q - B - 6 . 川上事業者(原料の供給者)が化学物質に関するデータ(含有の有無、濃度、用途情報)を提供しない場合に、御社ではどのようにして化学物質に関するデータを収集することとなるとお考えですか。[複数回答可]

1.  他の川上事業者に変更する
2.  自社で対応する(例：化学物質に関するデータを揃える)
3.  EU域内への輸出を中止する
4.  対応を検討中
5.  分からない、検討していない
6.  その他(御自由に御記入ください)

---



---

Q - B - 7 . 再生利用(リサイクル)された原料(再生原料)については、含有する化学物質に関するデータの収集が困難となるケースも考えられますが、御社ではどのように対応する予定ですか。[複数回答可]

1.  これまでも再生原料は調達していない
2.  これまでは再生原料を購入していたが、今後は調達しない
3.  含有する化学物質に関するデータが入手できる再生原料のみ調達する
4.  自社で対応する(例：含有する化学物質に関するデータを揃える)
5.  EU域内への輸出を中止する
6.  対応を検討中
7.  分からない、検討していない
8.  その他(御自由に御記入ください)

---



---

Q - B - 8 . R E A C Hの下で行われるリスク評価において想定されていない用途に化学物質・調剤を使用する場合、当該使用についてのばく露情報に関して、どのように対応する予定ですか。

1.  ばく露情報の供給者への提供は難しいため、自社においてリスク評価を実施する  
1.を選択された場合には、Q - B - 9 及びB - 10 を御回答ください。
2.  川上事業者（化学物質の製造事業者等）及びE U化学品庁に情報提供する（注：この場合、ばく露情報は最終的にサプライチェーンで共有されることになります）
3.  検討中  
2.及び3.を選択された場合は、この調査票は終了です。 調査票  にお進みください。

Q - B - 9 .【Q - B - 8 で1.と御回答の方のみ】ばく露情報の供給者への提供は難しい理由をお聞かせください。[可能な範囲で御自由に御記入ください]

---

---

---

Q - B - 10 .【Q - B - 8 で1.と御回答の方のみ】想定されていない用途に使用する場合に、必要とお考えになっている事項は何ですか。[複数回答可：重要と考える項目順に（ ）の中に数字を御記入ください]

1. ( ) リスク評価に要するコストの確保
2. ( ) リスク評価に要する人材の確保
3. ( ) 川上事業者から提供される有害性情報の内容（自社で実施するリスク評価に十分か否か）
4. ( ) その他（御自由に御記入ください）

---

---

調査票 - B は以上です。自社製品以外の流通事業も行っている場合は、 調査票 - D にも御回答をお願いいたします。

最後に 調査票 の御回答をお願いいたします。

調査票 - C ( 自社製品が E U 域内に輸出されているかどうか把握していない製造事業者 )

. R E A C H への対応と課題

Q - C - 1 . R E A C H の導入に伴い、欧州に製品を納入する事業者がどのような対応を求められることになるかを把握されていますか。

1.  十分把握している
2.  ある程度把握している
3.  ほとんど把握していない
4.  全く把握していない

Q - C - 2 . R E A C H の導入に伴い、化学物質に関するデータ ( 含有の有無等 ) を、納入先に提供する必要がある場合の準備は進められていますか。

1.  進めている
2.  準備中
3.  何もしていない
4.  対応を求められる可能性があることを知らなかった

調査票 - C は以上です。自社製品以外の流通事業も行っている場合は、調査票 - D にも御回答をお願いいたします。

最後に調査票 の御回答をお願いいたします。

調査票 - D (流通事業者)

. REACHへの対応と課題

Q - D - 1 . REACHでは、流通事業者は規制対象になっていませんが、サプライチェーンでの化学物質の情報共有が求められているため、何らかの役割を果たすことが求められると考えられます。これまでに、REACHに関連して、取引先等(日本国内の製造事業者等及びEU域内の輸入・製造事業者)から何らかの対応を求められたことがありますか。

1. ある

1.を選択された場合には、可能な範囲でその内容を御記入ください

---



---



---

2. ない

Q - D - 2 . 流通事業者であってもREACHへの対応が必要となると認識されていますか。

1. よく認識している

2. ある程度認識している

3. ほとんど認識していない

4. 対応が必要になると思わない

Q - D - 3 及び D - 4 に御回答ください。

この調査票は終了です。にお進みください。

4.を選択された場合には、可能な範囲でその理由を御記入ください

---



---

Q - D - 3 .【Q - D - 2 で 1.又は 2.と御回答の方のみ】御社が取り扱っている製品について、EU域内へ供給する製品のリストは作成されていますか。

1. EU域内へ供給する製品のリストを作成している

2. 1.のリスト以外に化学物質、調剤及び成形品ごとにリストを作成している

3. 1.及び 2.のリスト以外に、調剤及び成形品については、それらの中に含まれる化学物質のリストも作成している

4. これからリストを作成する予定である

5. リストを作成する予定はない

(次ページに続きます)

Q - D - 4 .【Q - D - 2 で 1.又は 2.と御回答の方のみ】御社が取り扱っている化学物質・調剤及び成形品中の化学物質・調剤について、EU 化学品庁への登録はどのように進める予定ですか。

1. すべての取扱製品について登録の要否、誰が登録するかを確認済みである
2. 登録の要否、誰が登録するかについて確認中である
3. 登録の要否、誰が登録するかについてこれから確認する予定である
4. 確認する予定はない

調査票 - D は以上です。

最後に調査票 の御回答をお願いいたします。

調査票（共通）

REACHに対する全般的な評価及び意見・要望

Q - 1 . 御社では、REACHをどのようにとらえていますか。また、それはなぜですか。

1.  肯定的にとらえている
2.  どちらかと言えば肯定的にとらえている
3.  どちらかと言えば否定的にとらえている
4.  否定的にとらえている
5.  どちらでもない
6.  関心がない

その理由を教えてください。

---

---

---

Q - 2 . REACHの導入は、御社の事業分野にどのような変化を与えとお考えですか。[複数回答可]

1.  日本国内での競争力が向上する
2.  日本国内での競争力が低下する
3.  国際的な競争力が向上する
4.  国際的な競争力が低下する
5.  取扱製品の絞込みを進める
6.  その他（御自由に御記入ください）

そのようにお考えになる理由を教えてください。

---

---

---

Q - 3 . REACHの導入は、御社の取組にどのような影響を与えとお考えですか。[御自由に御記入ください]

---

---

---

Q - 4 .【REACHが導入されることをほとんど/全く知らない方(調査票のQ - 1で、3.又は4.と御回答の方)のみ】ここまでアンケートを御回答されて、御社としてREACHについて今後どのような対応をしていく必要があるとお考えですか。[御自由に御記入ください]

---

---

---

Q - 5 .御社がREACHへの対応を進めるに当たり、環境省に対する御要望があれば教えてください。[御自由に御記入ください]

---

---

---

---

Q - 6 .我が国の化学物質対策に対する御意見、御要望があれば教えてください。[御自由に御記入ください]

---

---

---

---

その他（環境省からのお尋ね）

環境省では、事業者の方々が取り組んでおられる化学物質管理の取組を分かりやすく世の中に伝えることにより、その取組が社会的に認知され、環境への取組が経済の発展にもつなげる社会の構築を目指したいと考えています。

これに関連して、以下の質問に御回答ください。

Qその他 - 1 . 御社における化学物質管理の取組を、世の中に発信する必要があると思いますか。

1. 大いに必要
2. どちらかといえば必要
3. どちらかといえば必要ない
4. 必要ない

Qその他 - 2 . 御社における化学物質管理の取組を、世の中に十分発信できていると思いますか。

1. できている
2. 努力しているが十分ではない
3. 不十分である
4. 興味がない

Qその他 - 3 . 化学物質管理の取組を世の中へ発信する上で何が問題だと思えますか。（複数回答）

1. リスクに対する一般の方の理解が不足している
2. 情報発信の仕方がよくわからない
3. 取組が社会に認知されるような情報発信の場が少ない
4. 特に問題と感ずることはない、興味がない
5. その他（御自由に御記入ください）

---

---

Qその他 - 4 . 環境省では、リスクコミュニケーションの一環として、化学物質管理に関する事業者の取組等を分かりやすく発信する情報サイトの立ち上げについて検討中です。本事業に対する御関心についてお伺いします。

1. 情報サイトができた際には情報提供したい（環境省から連絡をしても構わない）
2. 情報提供を検討したい
3. 情報提供に興味はない



Qその他 - 5 . 環境省では、大学生を対象としたインターンシップ事業について検討中です。同事業では、事業者が実施する環境についてのインターンシップ（2週間程度）に大学生等が参加することにより、大学生の企業の化学物質管理を始めとする環境対策の取組に対する理解を向上させ、将来的には一般社会とのコミュニケーションの橋渡し役を担っていただくことを目的に、環境省が事業者と大学生等との間のマッチングをお手伝いするものです。本事業に対する御関心についてお伺いします。

Qその他 - 5 - 1 . 御社では化学物質関連部署も関係したインターンシップを実施されたことはありますか。

1. 実施している
2. 過去に実施したことがあるが、現在は実施していない
3. 社としては実施しているが、化学物質関連部署は関係していない
4. 社としてインターンシップを実施していない

Qその他 - 5 - 2 . 環境インターンシップ事業に対する御関心についてお伺いします。

1. 環境インターンシップ事業に参加したい（環境省から連絡をしても構わない）
2. 本事業への参加を検討したい
3. 本事業への参加に興味はない

アンケートは以上です。

御協力、誠にありがとうございました。

[ 調査実施機関 ] 社団法人海外環境協力センター